

## 宇治市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について（案）

### 1 趣 旨

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和3年5月19日に公布され、①個人情報の保護に関する法律、②行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び③独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化されることになりました。

### 2 改正後の個人情報の保護に関する法律の施行に伴う条例の制定について

改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）の規定は、地方公共団体の機関に直接適用されることから、条例で改正法の規定と重複する規定を存置又は新たに整備する必要はないため、現行の宇治市個人情報保護条例の廃止を予定しています。

ただし、改正法の施行に伴い、条例で定める必要がある事項及び必要に応じて条例で定めることができる事項があるため、新たに宇治市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定を予定しています。

### 3 概 要

#### （1） 条例で定める必要がある事項

##### ① 開示等請求における手数料

改正法では、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないと定められています。また、国のガイドラインでは、法の規定に基づく手数料を無料とした上で、別途実費による徴収を行うことは可能と定められています。

利用者の負担が増えないようこれまで同様に、条例においては、その手数料を無料とし、規則において、公文書の写しの作成に要する費用の実費徴収を規定します。

#### 現行の宇治市の開示等請求における費用の実費徴収額

①複写機による複写(単色刷りに限る。)	1枚につき10円
②複写機による複写(多色刷りに限る。)	1枚につき50円
③①及び②の方法以外の方法の場合	現に要する額 ※例 CD-Rの場合は67円

## ② 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料

匿名加工情報の利活用を図っていくことにより、新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するため、個人の権利利益の保護及び行政の事務の適正かつ円滑な運営に支障を生じない範囲で、匿名加工情報を事業者に提供する仕組みが導入され、地方公共団体においては、行政機関等匿名加工情報の提案の募集をしなければなりません。

しかし、改正法では、当該募集は、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体については、当分の間、任意とされています。

宇治市では、地方公共団体の事例が蓄積され、匿名加工情報の提供制度の適正な運用が確保できたときに実施したいと考えており、今回は定めないこととします。

## (2) 必要に応じて条例で定めることができる事項

### ① 開示決定等の期限

現行条例では、開示請求から開示決定までの期間は、15日以内とし、60日を限度として延長できると定めています。

改正法では、開示請求から開示決定までの期間は、30日以内とし、30日以内に限り延長できると定めています。また、条例で定めるところにより、この期間を短縮することのみできます。

改正法の施行後は、開示請求から開示決定までの期間は、改正法のとおり30日以内とし、30日以内に限り延長できることとします。ただし、開示請求があった場合は、これまでと同様に速やかに開示決定ができるよう努めます。

	開示決定の期限	期限の延長
現行の市の条例	15日以内	60日を限度として延長
改正法	30日以内	30日以内に限り延長（合計60日）

### ② 審議会条例の制定

改正法では、開示決定等について審査請求があったときは、機関に諮問しなければならないと定められており、その機関として、新たに宇治市情報公開・個人情報保護審議会を設置します。

なお、より整合性のある審議機能の強化及び効率的な運営のため、宇治市情報公開審査会についても、宇治市情報公開・個人情報保護審議会に統合することとします。

宇治市個人情報の保護に関する法律施行条例は、飽くまで改正法の施行に係る事項を定めるものなので、これとは別に、新たに審議会設置条例の制定を予定しています。

#### 4 条例議案の提出時期

令和4年12月定例会に議案の提出を予定しています。

なお、条例の施行日は令和5年4月1日の予定です。